高速道路工事開始公告

中日本高速道路株式会社公告第14号

本会社において高速道路の改築工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第1項の規定に基づき公告します。

平成28年6月23日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始日
中央自動車道 西宮線	長野県飯田市座光寺から 長野県飯田市座光寺まで	改築工事	平成28年6月24日
第一東海自動車道	静岡県駿東郡小山町桑木から 静岡県駿東郡小山町桑木まで	改築工事	平成28年6月24日
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門から 静岡県御殿場市町屋まで	改築工事	平成28年6月24日
北陸自動車道	富山県中新川郡上市町江上から 富山県中新川郡上市町東江上まで	改築工事	平成28年6月24日
一般国道138号 （東富士五湖道路）	山梨県富士吉田市上吉田から 山梨県富士吉田市上吉田まで	改築工事	平成28年6月24日

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　名　中谷　茂
　登録番号　12504
　事務所　大阪府大阪市北区西天満4－4－18　梅ヶ枝中央ビル8階　中谷茂法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成28年5月31日

平成28年6月9日　日本弁護士連合会

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年6月3日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　岡部　康彦
2．住所　札幌市東区伏古8条2丁目2番21号

平成28年6月23日

北海道印刷工業厚生年金基金

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年6月3日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第2項に基づき公告します。

平成28年6月23日

札幌市中央区南8条西6丁目1036番地
北海道印刷工業厚生年金基金
代表清算人　岡部　康彦

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・職業等不詳、推定年齢50歳代から80歳代の男性、身長約175㎝、中肉、頭頂部は薄毛で白髪まじり、緑色ジャンパー、灰色チェック長袖シャツ、白色半袖シャツ、黒色長ズボン、白色股引、青色トランクス、灰色靴下、黒色スニーカー（左足のみ）、白色コルセット、紺色ハンドタオル、万歩計、太平洋フェリー搭乗券（2016．5．23名古屋発・苫小牧行）

上記の者は、平成28年5月29日午後2時37分、三重県志摩市志摩町御座、御座埼灯台から真方位230度4,300メートル付近海上にて水死体で発見された。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は、志摩市生活支援課までお申し出下さい。

平成28年6月23日

三重県　志摩市長　大口　秀和

公示送達

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が次の通り掲示されていることを、同項後段の規定により公告する。

平成28年6月23日

四日市都市計画事業
末永・本郷土地区画整理事業
施行者　四日市市
代表者　四日市市長　田中　俊行

記

1　書類の送付を受けるべき者
　住所　三重県松阪市嬉野中川町60番地の4
　氏名　三和住宅株式会社
2　通知の内容
　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、四日市都市計画事業末永・本郷土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）
2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
3　上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社社債の以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月二十三日

仙台市宮城野区福室一丁目七番三二号
有限会社菊田正直商店
清算人　菊田　行衛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月二十三日

福島県福島市飯坂町平野字林添一番地の五四
有限会社大国海産
清算人　高梨　正志